



熊本県公報

第 1 2 0 4 8 号

平成 23 年 9 月 27 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 家畜伝染病（ヨ一ネ病）の発生……………（畜産課） 1
 - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定……………（社会福祉課） 1
 - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止……………（ ” ） 2
 - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の休止……………（ ” ） 2
 - 指定居宅介護支援事業者の指定……………（高齢者支援課） 2
 - 道路の区域変更……………（道路保全課） 2
 - 道路の区域変更……………（ ” ） 3
- 公 告**
- 都市計画法による開発行為工事完了公告……………（建築課） 3
- 登 載 依 頼**
- 少年指導委員の補欠委嘱……………（警察本部少年課） 3
 - 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定……………（警察本部交通規制課） 3
 - 小型機船及びき網漁業（手繰第1種手繰網漁業）の適正操業に係る委員会指示……………（天草不知火海区漁業調整委員会） 4

告 示

熊本県告示第 9 5 9 号
 家畜伝染病予防法（昭和 2 6 年法律第 1 6 6 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。
 平成 2 3 年 9 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病 名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生戸数及び頭数	摘 要
ヨ一ネ病	患畜	平成 2 3 年 9 月 1 4 日	上益城郡山都町	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第 9 6 0 号
 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 4 9 条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。
 平成 2 3 年 9 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
まつおか小児科内科	合志市須屋 1 6 3 5 番地 5 9	平成 2 3 年 9 月 1 日

（歯科）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
萩原歯科	八代市萩原町 1 丁目 6 - 3 5	平成 2 3 年 7 月 1 日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
ひなぐ薬局	八代市日奈久中西町字西町新 1 2 番地 1	平成 2 3 年 7 月 1 日
ヒカリ調剤薬局	宇城市三角町三角浦 1 1 5 9 番地 1 2 5	平成 2 3 年 7 月 1 日

熊本県告示第 9 6 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 9 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
岩上医院	菊池郡大津町大津 1 0 4 3 番地 1	平成 2 1 年 1 月 3 1 日
高木皮膚泌尿器科医院	宇土市築篋町 1 7 8 番地 5	平成 2 1 年 1 月 1 8 日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
医療法人社団萩原歯科診療所	八代市萩原町 1 丁目 6 - 3 5	平成 2 3 年 6 月 3 0 日

熊本県告示第 9 6 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 9 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

医療機関名称	医療機関所在地	休止年月日
永寿会訪問看護センターひまわり	天草市今釜町 3 4 1 2 番地 6	平成 2 2 年 8 月 1 日

熊本県告示第 9 6 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 9 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 ゆめぷらん 菊池市大琳寺 2 8 8 番地 1	社会福祉法人菊愛会	平成 2 3 年 9 月 1 6 日

熊本県告示第 9 6 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 3 年 9 月 2 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	八代市泉町柿迫字九十九折藪 8989番35地先から 同所 8989番35地先まで	前	14.8 ～ 18.5	50.0	活力基 盤改築 (改築 に伴う 拡幅)
			後	14.8 ～ 21.5		

2 区域を変更する期日 平成23年9月27日

熊本県告示第965号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年9月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	八代市泉町柿迫字九十九折藪 8989番35地先から 同所 8989番35地先まで	前	7.5 ～ 27.2	60.0	活力基 盤改築 (改築 に伴う 拡幅)
			後	7.9 ～ 28.2		

2 区域を変更する期日 平成23年9月27日

公 告

熊本県公告第491号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年9月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字馬水字西原50番2
321.17平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字惣領1588番地8
宮城 誠

登載依頼

熊本県公安委員会告示第18号

平成23年3月25日熊本県公安委員会告示第7号の一部を次のように改正し、平成23年10月1日から施行する。

平成23年9月27日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

2の表中「橋本 明」を「島本 敏彦」に改める。

熊本県公告第569号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等

又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年9月27日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

- 1 落札に係る特定役務の名称
交通安全施設総合管理システムソフトウェア賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部交通部交通規制課規制第一・第二係 （熊本県庁警察棟2階）
住所 〒862-8610 熊本県熊本市水前寺6-18-1
電話 096-381-0110（内線5184）
- 3 落札者を決定した日
平成23年7月26日
- 4 落札者の住所及び氏名
東京都板橋区舟渡3-9-6
アトミクス株式会社 代表取締役 小林和幸
- 5 落札金額（月額）
512,400円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額24,400円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成23年6月14日

天草不知火海区漁業調整委員会指示第146号

天草海における手繰第1種手繰網漁業の操業に係る制限について、適正操業の確保及び漁場利用の適正化を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成23年9月27日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 堤 泰博

- 1 指示の内容
 - (1) 制限の対象となる漁業種類
天草海を操業区域とする手繰第1種手繰網漁業
 - (2) 制限する内容
 - ア 一本釣り漁業及びはえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く）の操業を妨げてはならない。
 - イ 網口（荒手網前端）から5メートル以内に、高さ1メートル以内の手木を付けなければならない。
 - ウ 手木（手木に付ける股網の長さは、片側1.5メートル以内）からの曳網は片袖1本でなければならない。
 - エ 網丈の最大の高さ（袖網と袋網との接合部における網丈）は、15メートル以内でなければならない。
 - オ 沈子網は、グランドロープ（チェーン又はワイヤーロープにストランドロープ又は古網を巻いたもの）でなければならない。
 - カ 曳網にオドシを付けてはならない。
 - キ 曳網（股網と曳網の接合部を除く）1本に付ける沈子（チェーン等）は、1ヶ所でなければならない。
- 2 指示の有効期間
平成23年10月1日から平成25年5月31日まで